

「会津若松市斎場条例の一部改正（案）」へのご意見を募集します

～ 市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ ～

「会津若松市斎場条例の一部改正（案）」について、広くご意見（パブリックコメント）を募集します。ご意見がある方は、下記により提出してください。

■ 改正の内容

令和7年5月に策定した「新斎場整備基本計画」において、令和12年度供用開始（予定）後の斎場運営については、民間事業者へ委託する方向性を示したことから、指定管理者制度を導入できるよう「会津若松市斎場条例」の一部を改正するものです。

〔主な改正内容（条文追加）〕

- ①指定管理者による管理（地方自治法第244条の2第3項の規定による管理）
- ②指定管理者が行う業務の範囲（施設、設備、備品等の維持管理及び火葬に関する業務等）
- ③指定管理者が行う管理の基準（各種法令、条例等に基づく適正管理）
- ④指定管理者の指定手続の特例（公募を行わず適当と認められる団体・法人等を指名）

■ 公表・意見募集期間

令和8年4月1日（水） ～ 令和8年4月30日（木） ※最終日午後5時必着

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に通勤、通学する方
- ③ 市の区域内で活動する個人または団体

■ 意見の提出方法

- ・ 所定の様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、市民課まで直接持参するか、電子メール、ファクス、郵送により市民課まで提出してください。
- ・ 住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

（留意事項）

- ※ 意見内容の確認が必要になる場合、市から連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ※ 匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。
- ※ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承ください。
- ※ お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名など個人情報公表されることはありません。
- ※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承ください。

■ 意見の提出先

- ・ 持 参 市役所 本庁舎1階 市民課
(土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分～午後5時)
- ・ 電子メール simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- ・ ファクス 0242-28-4579 (市民課専用)
- ・ 郵 送 〒965-8601 東栄町3番46号 市民課 宛

■ 閲覧場所

案の内容は、会津若松市ホームページ (<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>) に掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	市民課 (本庁舎1階)	月～金曜日 (祝日を除く) 午前8時30分～午後5時
2	市政・観光情報コーナー (本庁舎1階 市民ホール北側)	
3	湊市民センター	
4	大戸市民センター	
5	北市民センター	
6	南市民センター	
7	一箕市民センター	
8	東市民センター	
9	北会津支所	
10	河東支所	
11	生涯学習総合センター (会津稽古堂)	毎日 (休館日を除く) 午前9時～午後5時

- ◎ 本件に関するお問い合わせは、市民課 (下記) までお願いします。
市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 市民部 市民課

TEL: 0242-39-1229 (直通)